

第25期「市民性」涵養ための法学教育システム構築分科会 第9回 議事録

日 時 2023年6月22日(木) 13:00~15:00

会議形式 オンライン (Zoom)

出席者: 三成賢次(委員長)、小川幸司(長野県伊那弥生ヶ丘高校教員(自主参加ゲスト))、三成美保、糠塚康江、
田中教雄、松本尚子、川嶋四郎、武内謙治、平山真理、小澤隆一、長谷河亜希子 計12名

欠席者: 林真貴子、葛野尋之、三阪佳弘、小林傳司

議事録作成: 長谷河

議 題

1. 前回議事要旨の確認について

前回議事録要旨を承認した。

2. 報告等

(1) 7月30日開催シンポジウム「市民性涵養と法教育」に関して

① 進行確認

- 報告5本: 各20分
- 総合討論コメント部分: 各10分
- 各種役割分担を決定。

② 小川幸司氏(長野県伊那弥生ヶ丘高校教員)よりコメント趣旨説明

- 高校の「公共」の教材開発への取り組み
- 「公共」の各パート間のつながり・関連性に関する問題など

③ 田中委員より「社会人を対象とした法教育の課題——消費者教育との比較を通して——」

(ア) 報告

- 7月シンポへ向けてのプレ報告(消費者庁・文科省の動向を中心に)。
- 社会人対象の法教育は組織的には行われていない。
- 消費者教育の推進に関する法: 「消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育」
- 文科省も生涯学習としての消費者教育、社会教育における消費者教育に取り組むとされている。
- 「体系的な消費者教育」の重要性 → 「イメージマップ」(消費者教育推進のための体系的プログラム研究会)
- 大学生、社会人、職域、高齢者、障がい者・在留外国人等に対する継続的、体系的消費者教育の難しさ。
- 被害防止(各種法的紛争・問題に関連する法的知識)と社会参画(司法参加、政治参加等を支える知識)の両側面がある。
- 法教育を組み立てる際には、消費者教育が参考となりうる。

(イ) 質疑応答

- 社会人の場合、法教育の「場」の確保が問題。
- テレビ、インターネット等の情報提供ツールなど、様々なものを用いる必要がある。

- 相談に来る前・トラブルになる前に対応するには、単なる情報提供、相談窓口では不十分。

④ 林会員からの趣旨説明概要資料についての説明（松本会員による）

(ア) 概要説明

- 日本の中等教育機関における法教育の歴史を概観。

(イ) 質疑応答

- 法務省と日弁連の法教育の定義の違いなどについて。

(2) 日本学術会議を巡る動向

- 2022年12月以降の経緯について、資料に基づき説明。

(3) その他

- 7月30日（シンポジウム当日）、シンポジウムに先立ってオンライン会議あり。

以上